

健康福祉局 資 料	No. 1
--------------	-------

令和6年7月19日
課 名 健康福祉局健康福祉総務課
担当者 課長 齊藤
内 線 3020

健康福祉局主要施策の概要

令和6年度

広島県健康福祉局

目 次

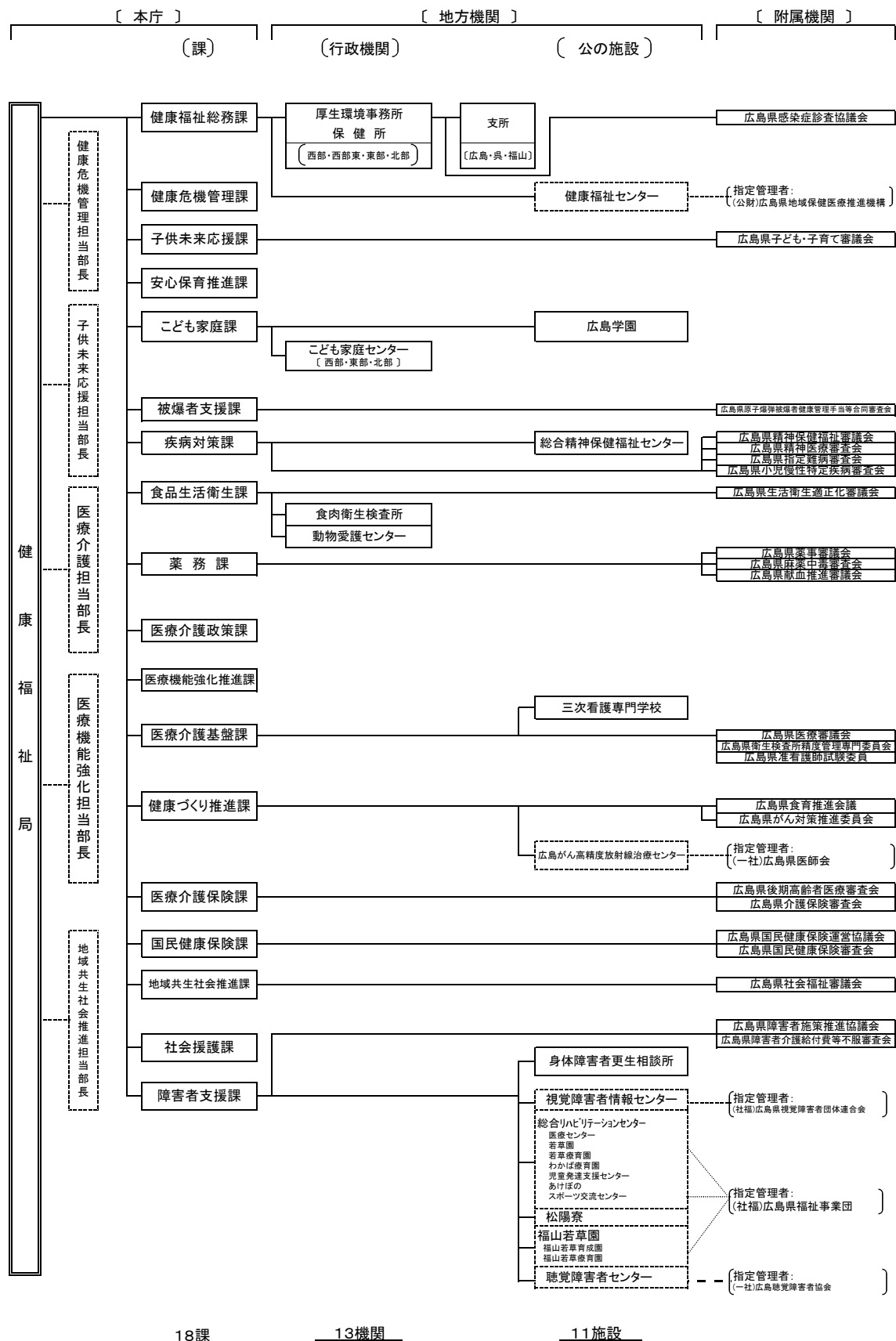
I	組 織	
1	健康福祉局の行政組織及び職員数	1
2	行政組織別分掌事務	7
3	地方機関所在地	23
II	予 算	
	令和6年度当初予算総括表	24
	令和6年度当初予算主要事業一覧	25
	「それぞれの欲張りなライフスタイルの実現」	26
III	事 業 体 系	
	健康福祉局の事業体系	47

I 組

織

○ 健康福祉局の行政組織

〔行政機構図(令和6年4月1日)〕

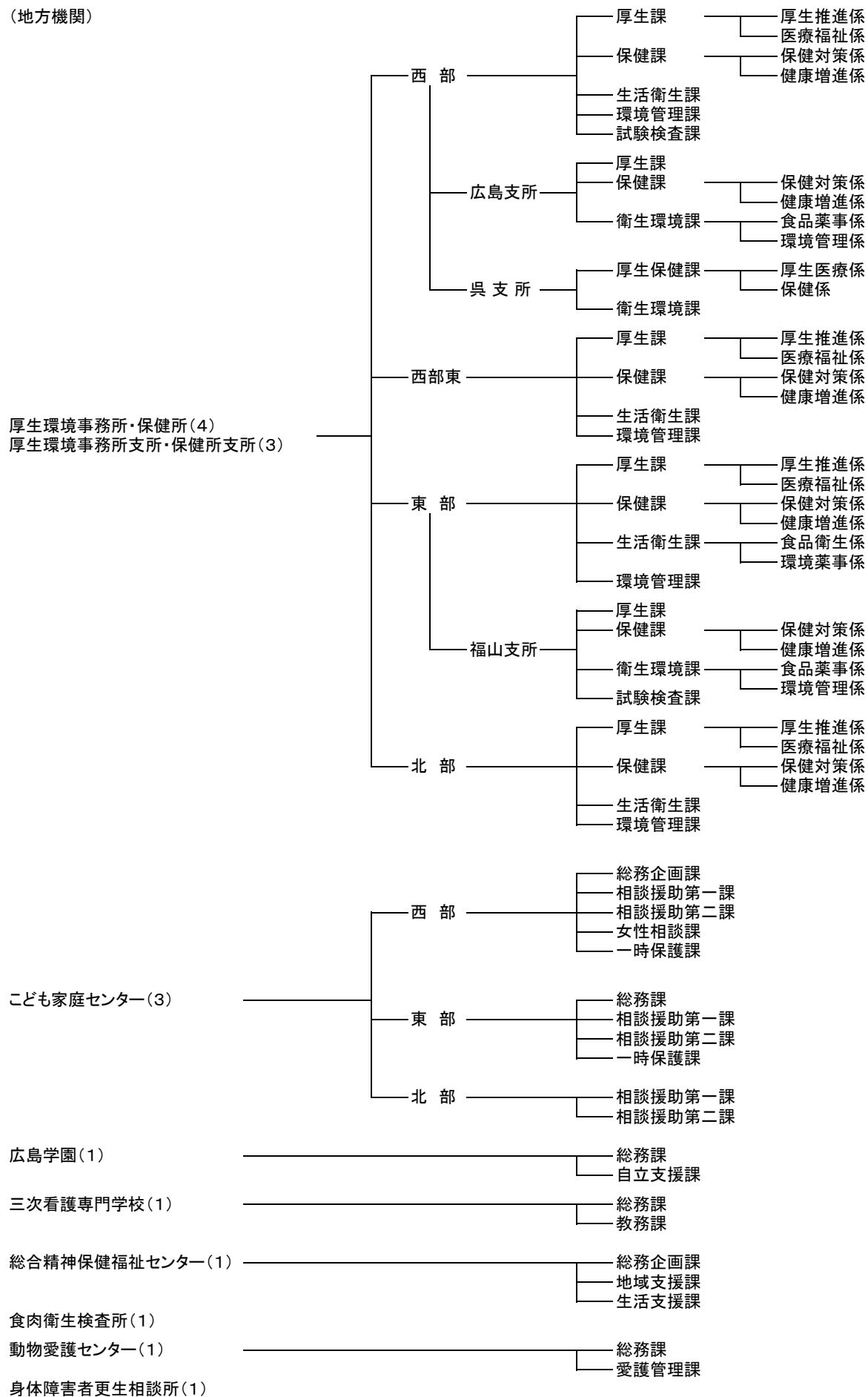


18課

13機関

11施設

(地方機関)



(2) 令和6年度健康福祉局組織別職員数

(令和6年4月1日現在)

課 (所) 名							職 員 数 (人)
本 庁	健 康 福 祉 総 務 課						25
	健 康 危 機 管 理 課						32
	子 供 未 来 応 援 課						13
	安 心 保 育 推 進 課						8
	こ ど も 家 庭 課						11
	被 爆 者 支 援 課						16
	疾 病 対 策 課						10
	食 品 生 活 衛 生 課						20
	薬 務 課						17
	医 療 介 護 政 策 課						12
	医 療 機 能 強 化 推 進 課						20
	医 療 介 護 基 盤 課						32
	健 康 づ く り 推 進 課						23
	医 療 介 護 保 険 課						9
	国 民 健 康 保 険 課						9
	地 域 共 生 社 会 推 進 課						17
	社 会 援 護 課						12
	障 害 者 支 援 課						29
本 庁 小 計							315
地 方 機 関	厚生環境事務所・保健所	西部厚生環境事務所・西部保健所					52
		広 島 支 所					39
		呉 支 所					19
		西部東厚生事務所・西部東保健所					42
		東部厚生環境事務所・東部保健所					55
		福 山 支 所					35
		北部厚生環境事務所・北部保健所					35
		小 計					277
		西 部 こ ど も 家 庭 セ ン タ ー					64
		東 部 こ ど も 家 庭 セ ン タ ー					59
北 部 こ ど も 家 庭 セ ン タ ー					9		
広 島 学 園					22		
三 次 看 護 専 門 学 校					30		
総 合 精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー					19		
食 肉 衛 生 検 査 所					5		
動 物 愛 護 セ ン タ ー					10		
身 体 障 害 者 更 生 相 談 所					6		
小 計					224		
地 方 機 関 小 計							501
合 計							816

(注) 休職中及び育児休業中の者を除く。

(3) 附属機関

機 関 名	審 議 事 項	根 拠 法 規	委 員 構 成	委 員 数	任 期
広島県子ども・子育て審議会	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定又は変更について意見を述べ、並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する。 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、幼保連携型認定こども園に関し、その権限に属させられた事項について調査審議する。 児童福祉に関する事項について調査審議する。	子ども・子育て支援法 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 児童福祉法	子どもの保護者 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 優れた識見を有する者	25 人以内	2 年
広島県医療審議会	医療法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議する。	医療法 医療法施行令	県職員 関係官公庁職員 医師等医療担当者 医療を受ける立場にある者 学識経験者	30 人以内	2 年
広島県衛生検査所精度管理専門委員会	臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の登録を受けた衛生検査所における検査の業務の管理及び精度の確保に関する事項について調査審議する。	広島県附属機関設置条例	衛生検査所の精度管理に関し識見を有する者	5 人以内	2 年
広島県がん対策推進委員会	がん対策推進計画の策定又は変更に関する事項並びにがん対策の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査審議する。	広島県がん対策推進条例	がん患者等、患者団体その他の関係団体を代表する者 保健医療福祉関係者 学識経験のある者 関係行政機関の職員	15 人以内	2 年
広島県原子爆弾被爆者健康管理手当等合同審査会	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく医療特別手当及び健康管理手当の支給の認定について審査する。	広島県附属機関設置条例	医師 学識経験を有する者	10 人以内	2 年
広島県精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項について調査審議する。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 広島県精神保健福祉審議会条例	精神保健福祉に関し学識経験を有する者 精神障害者の医療に関する事業に従事する者 精神障害者の社会復帰の促進を図るための事業等に従事する者	10 人以内	3 年

機 関 名	審 議 事 項	根 拠 法 規	委 員 構 成	委 員 数	任 期
広島県精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき、措置入院の届出、医療保護入院又はその入院期間の更新の届出、措置入院者の定期の報告に係る入院の要否について審査する。入院中の者の退院等の請求について審査する。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神障害者の医療に関し学識経験を有する者 精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者 法律に関し学識経験を有する者	25 人以内	2 年
広島県指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律の規定に基づき、特定医療費の支給認定をしないことに関し審査する。	難病の患者に対する医療等に関する法律	指定難病に関し学識経験を有する者（指定医である者に限る）	20 人以内	2 年
広島県小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法の規定に基づき、小児慢性特定疾病医療費の支給認定をしないことに関し審査する。	児童福祉法	小児慢性特定疾病に関し知見を有する医師その他の関係者	4 人以内	2 年
広島県生活衛生適正化審議会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関する重要事項を調査審議する。	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令 広島県生活衛生適正化審議会条例	学識経験のある者 生活衛生関係営業者の意見を代表する者 利用者又は消費者の意見を代表する者	20 人以内	2 年
広島県薬事審議会	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び広島県薬事審議会条例の規定に基づき、薬事に関する事項について調査審議する。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令 広島県薬事審議会条例	県及び関係行政機関の職員 学識経験者 薬事に関する業務に従事する者 消費者の意見を代表する者	20 人以内 （薬事に関する業務に従事する者並びに消費者の代表者から任命する委員は、同数。）	県及び関係行政機関の職員 なし その他 2 年
広島県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法の規定に基づき、麻薬中毒者医療施設に入院した者の入院継続の適否について審査する。	麻薬及び向精神薬取締法 麻薬及び向精神薬取締法施行令 広島県麻薬中毒審査会条例	法律又は麻薬中毒者の医療に関し学識経験を有する者	5 人	知事が措置入院者につき入院を継続する必要があるときから、措置入院者が退院したときまで
広島県献血推進審議会	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第十条第四項の規定による広島県献血推進計画の策定及び献血推進に関する重要事項について調査審議する。	広島県附属機関設置条例	関係団体の職員 関係行政機関の職員 献血推進に関し識見を有する者	30 人以内	2 年
広島県准看護師試験委員	准看護師の試験の実施に関する事務のほか、准看護師免許の取り消し又は業務停止の処分について調査審議する。	保健師助産師看護師法 広島県准看護師試験委員条例	県職員 医師 看護師 学識経験者	10 人以内	県職員なし その他 2 年
広島県食育推進会議	広島県食育推進計画を策定及びその実施を推進することについて審議する。	食育基本法 広島県食育基本条例	食育に関して知識と経験を有する者	20 人以内	2 年

機 関 名	審 議 事 項	根 拠 法 規	委 員 構 成	委 員 数	任 期
広島県国民健康保険審査会	保険給付に関する処分又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する審査請求について審査する。	国民健康保険法	被保険者を代表する者 保険者を代表する者 公益を代表する者	被保険者代表 3 人 保険者代表 3 人 公益代表 3 人	3 年
広島県後期高齢者医療審査会	後期高齢者医療給付に関する処分又は保険料その他高齢者の医療の確保に関する法律の規定による徴収金に関する処分に対する審査請求について審査する。	高齢者の医療の確保に関する法律 国民健康保険法 高齢者の医療の確保に関する法律施行令	被保険者を代表する者 後期高齢者医療広域連合を代表する者 公益を代表する者	被保険者代表 3 人 後期高齢者広域連合代表 3 人 公益代表 3 人	3 年
広島県介護保険審査会	保険給付に関する処分又は保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分に対する審査請求について審査する。	介護保険法 広島県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例	市町を代表する者 被保険者を代表する者 公益を代表する者	市町代表 3 人 被保険者代表 3 人 公益代表 39 人以内	3 年
広島県国民健康保険運営協議会	国民健康保険法の規定に基づき、国民健康保険事業の運営に関する事項を審議する。	国民健康保険法 国民健康保険法施行令 広島県国民健康保険運営協議会条例	被保険者を代表する者 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 公益を代表する者 被用者保険等保険者を代表する者	被保険者代表 4 人 保険医又は保険薬剤師代表 4 人 公益代表 4 人 被用者保険等保険者代表 2 人	3 年
広島県社会福祉審議会	社会福祉法の規定に基づき、社会福祉に関する事項（精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議する。	社会福祉法 広島県社会福祉審議会条例	住民代表（県議会の議員等） 社会福祉事業に従事する者 学識経験者	35 人以内	3 年
広島県障害者施策推進協議会	障害者基本法の規定に基づき、障害者施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議する。	障害者基本法 広島県障害者施策推進協議会条例	関係行政機関の職員 学識経験者 障害者 障害者福祉従事者	21 人以内	行政機関の職員 なし その他 2 年
広島県障害者介護給付費等不服審査会	障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、介護給付費等に係る処分に対する不服を審査する。	障害者総合支援法 児童福祉法 広島県障害者介護給付費等不服審査会条例	障害者等の保健又は福祉に関する学識経験者	15 人以内	3 年
広島県感染症診査協議会	感染症患者等に対する就業制限の通知、入院の勧告、入院の期間の延長及び結核患者が結核指定医療機関の医療を受けるために必要な費用の公費負担に関する必要な事項を審議する。	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 広島県感染症診査協議会条例	感染症指定医療機関の医師 感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者 法律に関し学識経験を有する者 医療及び法律以外の学識経験を有する者	10 人以内	2 年

2 行政組織別分掌事務

健康福祉総務課

- 一 健康福祉局の庶務及び経理に関すること。
- 二 健康福祉局内の連絡調整に関すること。
- 三 保健福祉関係職員に対する研修の総合調整に関すること。（健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 四 社会福祉統計、保健統計及び人口動態統計に関すること。
- 五 厚生環境事務所に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 六 保健所に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 七 広島県健康福祉センターに関すること。
- 八 健康福祉局中他課の所掌に属しないこと。

健康危機管理課

- 一 健康危機管理の総合調整に関すること。（他の局課の所掌に属するものを除く。）
- 二 救急医療体制の確保に関すること。
- 三 災害医療に関すること。
- 四 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）に関すること。
- 五 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）に関すること。
- 六 被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）に関すること。
- 七 保健師に対する研修の総合調整に関すること。
- 八 保健師業務の総合調整に関すること。
- 九 健康危機管理に係る研修に関すること。
- 十 感染症対策の総合調整に関すること。
- 十一 感染症予防に関すること。
- 十二 予防接種に関すること。

- 十三 検疫に関する事。
- 十四 広島県感染症・疾病管理センターに関する事。
- 十五 広島県感染症診査協議会の総括に関する事。
- 十六 その他予防衛生に関する事。

子供未来応援課

- 一 ひろしま子供の未来応援プランの推進に関する事。
- 二 少子化対策に関する事。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 三 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に基づく療育及び子育て支援（放課後児童健全育成事業を除く。）に関する事。
- 四 母子保健に関する事。
- 五 母体保護に関する事。
- 六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）第一条の二第一号に規定する医療に係るものに限る。）に関する事。
- 七 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）に関する事。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 八 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）に関する事。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 九 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）に関する事。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 十 広島県子ども・子育て審議会に関する事。
- 十一 公益財団法人ひろしまこども夢財団に関する事。

安心保育推進課

- 一 児童福祉法に基づく保育及び放課後児童健全育成事業に関する事。
- 二 子ども・子育て支援法に基づく保育事業に関する事。

三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に関すること。（他局の所掌に属するものを除く。）

こども家庭課

- 一 児童福祉法に関すること。（健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 二 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）に関すること。
- 三 児童福祉の理念に関する普及啓発に関すること。
- 四 児童の健全育成に関すること。
- 五 児童に関する調査統計に関すること。
- 六 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）に関すること。
- 七 母子家庭の福祉の向上に関すること。
- 八 寡婦の福祉の向上に関すること。
- 九 父子家庭の福祉の向上に関すること。
- 十 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）に関すること。
- 十一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）に関すること。
- 十二 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）に関すること。
- 十三 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）に関すること。
- 十四 子ども手当に関すること。
- 十五 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）に関すること。
- 十六 県のこども家庭センターに関すること。
- 十七 広島県立広島学園に関すること。
- 十八 他局及び健康福祉局中他課の所掌に属しない児童に関すること。

被爆者支援課

- 一 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）に関すること。

- 二 原爆被爆者援護団体の指導及び原爆被爆者対策の調整に関すること。
- 三 毒ガス障害者の援護に関すること。
- 四 在外被爆者の援護に関すること。
- 五 放射線被曝者医療国際協力推進協議会に関すること。
- 六 広島県原子爆弾被爆者健康管理手当等合同審査会に関すること。
- 七 その他原子爆弾被爆者等の援護に関すること。

疾病対策課

- 一 難病に関すること。
- 二 特定疾患に関すること。
- 三 小児慢性特定疾病に関すること。
- 四 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 五 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。
- 六 広島県立総合精神保健福祉センターに関すること。
- 七 広島県精神保健福祉審議会に関すること。
- 八 広島県精神医療審査会に関すること。
- 九 広島県指定難病審査会に関すること。
- 十 広島県小児慢性特定疾病審査会に関すること。
- 十一 その他疾病対策に関すること。（健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）

食品生活衛生課

- 一 理容師及び理容所に関すること。
- 二 美容師及び美容所に関すること。
- 三 興行場、旅館業及び公衆浴場に関すること。
- 四 住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）に係る届出、指導監督及び報告に関すること。

- 五 公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関すること。
- 六 クリーニング業に関すること。
- 七 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること。
- 八 墓地、埋葬、火葬等に関すること。
- 九 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
- 十 生活衛生調査に関すること。
- 十一 水道に関すること。（上下水道局の所掌に属するものを除く。）
- 十二 食品衛生に関すること。
- 十三 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）に基づくアレルギー、消費期限その他の健康の保護を図るために必要な食品の表示に関すること。
- 十四 製菓衛生師に関すること。
- 十五 と畜場及びと畜に関すること。
- 十六 食鳥処理場及び食鳥処理に関すること。
- 十七 狂犬病予防並びに動物の愛護及び管理に関すること。
- 十八 広島県食肉衛生検査所に関すること。
- 十九 広島県動物愛護センターに関すること。
- 二十 広島県生活衛生適正化審議会に関すること。

薬務課

- 一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）に関すること。（農林水産局畜産課の所掌に属するものを除く。）
- 二 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）に関すること。
- 三 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）に関すること。
- 四 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）に関すること。
- 五 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）に関すること。
- 六 温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）に関すること。
- 七 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）に関すること。

- 八 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十二号）に関する事。
- 九 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）に関する事。
- 十 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）に関する事。
- 十一 医薬品の適正使用に関する事。
- 十二 献血の推進に関する事。
- 十三 生物学的製剤の管理及び医薬品その他の衛生用物資の需給調整に関する事。
- 十四 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品等の情報処理及び生産指導に関する事。
- 十五 薬用植物に関する事。
- 十六 薬事工業生産動態等統計調査に関する事。
- 十七 肝炎対策に関する事。
- 十八 広島県薬事審議会に関する事。
- 十九 広島県麻薬中毒審査会に関する事。
- 二十 広島県献血推進審議会に関する事。
- 二十一 他局及び健康福祉局中他課の所掌に属しない薬事に関する事。

医療介護政策課

- 一 医療介護施策の企画立案及び総合調整に関する事。
- 二 保健医療計画の推進に関する事。
- 三 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）に基づく広島県計画の推進に関する事。
- 四 在宅医療提供体制の整備に関する事。
- 五 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）に基づく病床転換助成事業に関する事。
- 六 小児医療に関する事。
- 七 周産期医療に関する事。

医療機能強化推進課

- 一 高度医療機能及び地域医療体制の確保に関すること。
- 二 地方独立行政法人広島県立病院機構評価委員会に関すること。

医療介護基盤課

- 一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に関すること。
- 二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に関すること。（健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 三 歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）に関すること。
- 四 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）に関すること。
- 五 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に関すること。
- 六 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百五十四号）に関すること。
- 七 医師及び歯科医師に関すること。
- 八 診療放射線技師及び診療エックス線技師に関すること。
- 九 保健師、助産師、看護師等に関すること。（健康危機管理課の所掌に属するものを除く。）
- 十 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士に関すること。
- 十一 視能訓練士に関すること。
- 十二 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関すること。
- 十三 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に基づく介護支援専門員に関すること。
- 十四 医師確保対策に関すること。
- 十五 へき地医療に関すること。
- 十六 死因究明の施策に関すること。
- 十七 医療金融に関すること。
- 十八 介護保険法に基づく介護員養成研修及び福祉用具専門相談員指定講習に関すること。
- 十九 介護福祉人材の就業支援に関すること。
- 二十 角膜、臓器及び骨髄移植に関すること。

- 二十一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に基づく老人居宅生活支援事業、老人福祉施設及び有料老人ホームに関する事。
- 二十二 介護保険法に基づく事業者及び施設に関する事。
- 二十三 社会福祉法人、社会福祉連携推進法人及び社会福祉施設の指導監査に関する事。
- 二十四 地域保健対策協議会に関する事。
- 二十五 広島県医療審議会に関する事。
- 二十六 広島県衛生検査所精度管理専門委員会に関する事。
- 二十七 広島県三次看護専門学校に関する事。
- 二十八 広島県准看護師試験委員に関する事。
- 二十九 公益財団法人広島県地域保健医療推進機構に関する事。

健康づくり推進課

- 一 健康づくりの推進に関する事。
- 二 健康増進に関する事。
- 三 食育に関する事。（農林水産局販売・連携推進課の所掌に属するものを除く。）
- 四 歯科保健に関する事。
- 五 栄養士及び調理師に関する事。
- 六 栄養改善に関する事。
- 七 石綿健康被害の救済に関する事。
- 八 がん対策に関する事。
- 九 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査及び特定保健指導に関する事。（国民健康保険課の所掌に属するものを除く。）
- 十 食品表示法に基づく栄養成分の量及び熱量その他の健康の増進を図るために必要な食品の表示に関する事。
- 十一 広島県立広島がん高精度放射線治療センターに関する事。
- 十二 広島県食育推進会議に関する事。
- 十三 広島県がん対策推進委員会に関する事。

医療介護保険課

- 一 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)に基づく保健医療機関等の指導監査に関すること。
- 二 高齢者の医療の確保に関する法律に関すること。(健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- 三 介護保険法に関すること。(健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- 四 高齢者プランの推進に関すること。
- 五 広島県後期高齢者医療審査会に関すること。
- 六 広島県介護保険審査会に関すること。

国民健康保険課

- 一 国民健康保険法に関すること。(医療介護保険課の所掌に属するものを除く。)
- 二 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査及び特定保健指導に関すること。(国民健康保険に係るものに限る。)
- 三 広島県国民健康保険運営協議会に関すること。
- 四 広島県国民健康保険審査会に関すること。

地域共生社会推進課

- 一 地域共生社会の基盤づくりに関すること。
- 二 地域共生社会の推進に関する企画、普及啓発及び総合調整に関すること。
- 三 地域福祉支援計画の推進に関すること。
- 四 地域包括ケア体制の構築に関すること。
- 五 在宅医療に関すること。(健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- 六 認知症施策に関すること。(健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- 七 老人福祉法に関すること。(医療介護政策課及び医療介護基盤課の所掌に属するものを除く。)
- 八 民生委員法(昭和三十二年法律第百九十八号)に関すること。
- 九 生活福祉資金に関すること。
- 十 地域福祉活動の推進に関すること。

十一 広島県社会福祉審議会に関すること。

社会援護課

一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に関すること。

二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）に関すること。

三 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）

四 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）に関すること。

五 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成十四年法律第百五号）に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）

六 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）に関すること。

七 引揚者給付金等支給法（昭和三十三年法律第百九号）に関すること。

八 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第百十四号）に関すること。

九 未帰還者に関する特別措置法（昭和三十四年法律第七号）に関すること。

十 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）に関すること。

十一 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）に関すること。

十二 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）に関すること。

十三 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）に関すること。

十四 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）に関すること。

十五 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）に関すること。

十六 旧軍人、軍属等の身上の取扱い及び未帰還邦人の調査に関すること。

十七 旧軍人及び軍属の恩給に関すること。

十八 旧軍人、軍属等の叙位及び叙勲に関すること。

障害者支援課

- 一 障害者総合支援法に関すること。（子供未来応援課の所掌に属するものを除く。）
- 二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に関すること。
- 三 知的障害者福祉法（昭和三十一年法律第三十七号）に関すること。
- 四 発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）に関すること。
- 五 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）に関すること。
- 六 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）に関すること。
- 七 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）に関すること。
- 八 児童福祉法に基づく障害児の福祉に関すること。
- 九 福祉のまちづくりに関する普及啓発に関すること。
- 十 心身障害者の扶養共済に関すること。
- 十一 広島県立身体障害者更生相談所に関すること。
- 十二 広島県立視覚障害者情報センターに関すること。
- 十三 広島県立総合リハビリテーションセンターに関すること。
- 十四 広島県立松陽寮に関すること。
- 十五 広島県立福山若草園に関すること。
- 十六 広島県聴覚障害者センターに関すること。
- 十七 広島県障害者施策推進協議会に関すること。
- 十八 広島県障害者介護給付費等不服審査会に関すること。
- 十九 社会福祉法人広島県福祉事業団に関すること。
- 二十 健康福祉局中他課の所掌に属しない身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関すること。

厚生環境事務所

- 一 地域支援方策の総合的企画調整に関すること。
- 二 保健・医療・福祉の総合相談に関すること。

- 三 保健・医療・福祉に係る計画に関すること。（他課の所掌に属するものを除く。）
- 四 社会福祉法及び民生委員法に関すること。
- 五 災害救助法、災害弔慰金の支給等に関する法律に関すること。
- 六 介護保険法に関すること。
- 七 老人福祉法に関すること。
- 八 保健福祉関係情報サービスに関すること。
- 九 老人福祉施設に関すること。
- 十 地域保健に関する思想の普及に係る福祉関係団体等との調整に関すること。
- 十一 児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び障害者総合支援法に関すること。
- 十二 母子及び父子並びに寡婦福祉法に関すること。
- 十三 生活保護法に関すること。
- 十四 行旅病人及行旅死亡人取扱法に関すること。
- 十五 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に関すること。
- 十六 児童扶養手当法に関すること。
- 十七 児童の健全育成に関すること。
- 十八 母子家庭の福祉の向上に関すること。
- 十九 寡婦の福祉の向上に関すること。
- 二十 父子家庭の福祉の向上に関すること。

保健所

- 一 医療及び医薬品に関すること。
- 二 歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師および臨床検査技師等に関すること。
- 三 角膜、臓器及び骨髄移植に関すること。
- 四 救急医療に関すること。
- 五 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること。

- 六 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。
- 七 歯科保健に関すること。
- 八 感染症の予防に関すること。
- 九 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関すること。
- 十 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。
- 十一 地域包括ケア体制の構築に関すること。
- 十二 母子及び乳幼児並びに老人の保健に関すること。
- 十三 栄養の改善及び食品衛生に関すること。
- 十四 水道及び生活環境の向上に関すること。
- 十五 エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関すること。
- 十六 小児特定疾患に関すること。
- 十七 衛生上の試験及び検査に関すること。
- 十八 その他地域住民の健康の保持及び増進に関すること。

こども家庭センター

- 一 児童福祉法による市町に対する技術的な援助及び助言に関すること。
- 二 児童に関する相談に関すること。
- 三 児童及びその家庭に関する調査及び判定に関すること。
- 四 児童及びその保護者の指導に関すること。
- 五 児童福祉法による児童等に対する措置に関すること。
- 六 児童の一時保護に関すること。(広島県北部こども家庭センターを除く。)
- 七 児童福祉法による障害児施設給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児施設医療費の支給決定並びに障害児施設等の利用に係る情報の提供、相談及び助言、あっせん、調整並びに要請に関すること。
- 八 市町の知的障害者の更生援護の実施に関し、市町相互間の連絡及び調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助に関すること。

- 九 知的障害者に対する専門的な知識及び技術を要する相談及び指導に関すること。
- 十 18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。
- 十一 障害者総合支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。
- 十二 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく要保護女子等問題を抱えた女性に関する相談、医学的、心理学的及び職能的判定、自立支援等に関すること。
- 十三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく配偶者暴力相談支援センターとして、配偶者又は生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力被害者支援に関する相談、医学的又は心理学的な指導、関係機関との調整、自立支援等に関すること。
- 十四 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく一時保護に関すること。（広島県西部こども家庭センターに限る。）
- 十五 広島県西部こども家庭センターは、前各号に規定する事務のほか、次に掲げる事務を分掌する。
- ①他のこども家庭センターの援助及び連絡に関すること。
 - ②児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第四条に規定する中央児童相談所としての業務に関すること。
 - ③児童相談業務に関する県及び広島市の連携推進に関すること。

広島学園

不良行為をし、又はするおそれのある児童その他家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入園させるなど、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する。

三次看護専門学校

保健師助産師看護師法に基づく看護師養成所として、看護師になろうとする者に対し、必要な知識及び技術を教授し、社会に貢献できる人材を育成する。

総合精神保健福祉センター

- 一 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、及び調査研究を行うこと。
- 二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行うこと。

- 三 精神医療審査会の事務を行うこと。
- 四 精神障害者保健福祉手帳の交付申請に対する決定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- 五 回復途上にある精神障害者に、生活指導及び作業指導を行うこと。
- 六 第二号及び前号の業務に付随する診療を行うこと。
- 七 障害者総合支援法に基づく自立支援医療（障害者総合支援法施行令第一条の二第三号に規定する医療に限る。）に係る支給認定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- 八 障害者総合支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。
- 九 その他精神保健及び精神障害者の福祉対策の推進を図るために必要な業務を行うこと。

食肉衛生検査所

- 一 食鳥検査に関すること。
- 二 食鳥処理業者の指導及び監督に関すること。
- 三 前二号のほか、食鳥処理及び食鳥処理場に関すること。

動物愛護センター

- 一 動物の愛護指導に関すること。
- 二 犬の拘留に関すること。
- 三 犬及びねこの引取りに関すること。
- 四 疾病・負傷動物の収容に関すること。
- 五 前各号のほか、動物の愛護及び狂犬病予防に関すること。（保健所の所掌に属するものを除く。）

身体障害者更生相談所

- 一 市町の行う身体障害者の更生援護の実施に関し、市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- 二 身体障害者に関する相談及び指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- 三 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。

- 四 障害者総合支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。
- 五 障害者総合支援法に基づく自立支援医療（障害者総合支援法施行令第一条の二第二号に規定する医療に限る。）に係る市町に対する援助に関すること。
- 六 障害者総合支援法による補装具費に係る市町に対する援助に関すること。
- 七 必要に応じ、障害者総合支援法に規定する補装具の処方及び適合判定を行うこと。

3 地方機関所在地

名 称		所 在 地	電話番号
厚生環境事務所・保健所	西部厚生環境事務所 西部保健所	〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目 2-68	(0829) 32-1181
	広島支所	〒730-0011 広島市中区基町 10-52	(082) 228-2111
	呉支所	〒737-0811 呉市西中央一丁目 3-25	(0823) 22-5400
	西部東厚生環境事務所 西部東保健所	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10	(082) 422-6911
	東部厚生環境事務所 東部保健所	〒722-0002 尾道市古浜町 26-12	(0848) 25-2011
	福山支所	〒720-8511 福山市三吉町一丁目 1-1	(084) 921-1311
	北部厚生環境事務所 北部保健所	〒728-0013 三次市十日市東四丁目 6-1	(0824) 63-5181
子ども家庭センター	広島県西部子ども家庭センター	〒734-0003 広島市南区宇品東四丁目 1-26	(082) 254-0381
	広島県東部子ども家庭センター	〒720-0838 福山市瀬戸町山北 291-1	(084) 951-2340
	広島県北部子ども家庭センター	〒728-0013 三次市十日市東四丁目 6-1	(0824) 63-5181
広島県立広島学園		〒739-0151 東広島市八本松町原 10844	(082) 429-0351
広島県立三次看護専門学校		〒728-0023 三次市東酒屋町 10518-1	(0824) 62-5141
広島県立総合精神保健福祉センター		〒731-4311 安芸郡坂町北新地二丁目 3-77	(082) 884-1051
広島県食肉衛生検査所		〒728-0013 三次市十日市東四丁目 6-1	(0824) 63-1305
広島県動物愛護センター		〒729-0415 三原市本郷町上北方字用倉山 11352 番	(0848) 60-8511
広島県立身体障害者更生相談所		〒739-0036 東広島市西条町田口 295-3	(082) 425-1455

Ⅱ 予 算

令和6年度当初予算総括表

1 一般会計

(単位:千円)

区 分	令和6年度当初予算額				令和5年度 当初予算額 B	比 較	
	A	国庫 支出金	その他	一般財源		A-B	A/B %
民生費	139,625,556	3,944,629	4,945,898	130,735,029	141,152,423	△1,526,867	98.9
衛生費	86,930,003	21,650,356	5,972,098	59,307,549	117,752,571	△30,822,568	73.8
公債費	2,904	0	4,142	△1,238	5,319	△2,415	54.6
計	226,558,463	25,594,985	10,922,138	190,041,340	258,910,313	△32,351,850	87.5

2 特別会計

(1)母子・父子・寡婦福祉資金特別会計

(単位:千円)

区 分	令和6年度当初予算額					令和5年度 当初予算額 B	比 較	
	A	繰入金	繰越金	諸収入	県 債		A-B	A/B %
母子・父子 ・寡婦 福祉資金	357,902	3,762	194,355	159,785	0	296,391	61,511	120.8

(2)国民健康保険事業費特別会計

(単位:千円)

区 分	令和6年度当初予算額					令和5年度 当初予算額 B	比 較	
	A	分担金 ・負担金	国庫 支出金	その他	繰入金		A-B	A/B %
国民健康保険 事業費	227,001,209	71,533,240	63,108,543	77,933,244	14,426,182	229,859,983	△2,858,774	98.8

令和6年度当初予算主要事業一覧

(令和5年度2月補正予算案〔国の補正予算を活用した県の補正予算〕を含む)

事業名等	事業費(千円)	ページ
■ それぞれの欲張りなライフスタイルの実現		
□ 県民の挑戦を後押し		
◆ 県民が抱く不安を軽減し『安心』につなげる		
1 性被害防止対策に係る設備等支援事業【2月補正】	21,900	26
2 幼稚園等のデジタル環境整備支援事業【2月補正】	81,000	27
3 ひろしま版ネウボラ構築事業	175,614	28
4 子供の予防的支援構築事業	81,627	29
5 ひろしま子育てもっと応援事業	105,872	30
6 心身障害児対策費(先天性代謝異常等検査費)【2月補正】	68,320	31
7 未来をはぐくむ「ひろしま安心保育」推進事業	117,861	32
8 児童虐待防止対策事業	907,897	33
9 健康ひろしま21等推進事業	104,937	34
10 がん対策推進事業(がん検診)	52,355	35
11 地域医療介護総合確保事業	7,108,108	36
12 看護補助者・介護職員等処遇改善事業【2月補正】	1,373,058	38
13 介護・障害福祉の職場改善事業【2月補正】	192,065	39
14 電子処方箋の活用・普及促進事業【2月補正】	276,769	40
15 高度医療・人材育成拠点整備事業	一般会計 438,779 病院事業会計 779,328	41
16 地域共生社会推進事業	54,118	42
17 「いのちを守る！」動物愛護推進事業	224,386	43
18 障害に関する理解促進事業	2,368	44
19 福祉医療費公費負担事業	6,064,593	45

**それぞれの欲張りな
ライフスタイルの実現**

1 性被害防止対策に係る設備等支援事業（一部国庫）【新規】 【2月補正】

令和5年度2月補正予算額 21,900 千円

1 目的

子供の性被害の未然防止や早期発見、プライバシーの保護のために、保育施設等における設備等の整備に係る経費の支援を行う。

2 事業内容

パーテーション・簡易扉等やカメラの整備に係る経費に対する支援を実施する。

(単位：千円)

区 分	内 容	予算額
性被害防止対策に係る 設備等支援事業 【新規】	[健康福祉局所管分] 認可外保育施設：52 施設 障害児入所施設等：106 施設 児童養護施設等：4 施設 ※補助率 3/4、補助上限額 75 千円/施設	12,150
	[環境県民局所管分] 私立幼稚園（認定こども園を除く。）：110 園 ※補助率 3/4、補助上限額 75 千円/園	8,250
	[教育委員会所管分] 県立特別支援学校（分級・分教室を含む。）：15 校 ※100 千円/校	1,500
合 計		21,900

2 幼稚園等のデジタル環境整備支援事業（国庫）【2月補正】

令和5年度2月補正予算額 81,000 千円

1 目的

幼児教育の質の向上に向け、教育に係る資料の電子化に必要なデジタル環境の整備に係る費用の支援を行う。

2 事業内容

情報システム導入に係る費用（購入費、改修費等）や端末・備品等整備費等に係る経費に対する支援を実施する。

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
幼稚園等のデジタル環境整備支援事業	[環境県民局所管分] 私立幼稚園、幼稚園型認定こども園：62 園 ※補助率 1/2 補助上限額 750 千円/園（7 学級以上）、500 千円/園（6 学級以下）	46,500
	[健康福祉局所管分] 幼保連携型認定こども園：38 園 ※補助率 1/2 補助上限額 750 千円/園（7 学級以上）、500 千円/園（6 学級以下）	28,500
	[教育委員会所管分] 公立幼稚園：12 園 ※補助率 1/2 補助上限額 500 千円/園（6 学級以下）	6,000
合 計		81,000

3 ひろしま版ネウボラ構築事業（一部国庫）

令和6年度当初予算額 175,614千円(R5 当初予算額 143,722千円)

1 目的

子育てに関する不安や負担を軽減し、子供を希望する人が安心して妊娠・出産・子育てできる環境整備に向けて、子供と家庭に関する切れ目ない相談・支援体制である「ひろしま版ネウボラ」の仕組みを構築する。

2 事業内容 <ワーク番号：01>

「ひろしま版ネウボラ」の仕組みの全県展開に向け、あるべき機能や体制を整理した基本型に基づく取組などについて支援を行うとともに、その効果や課題を検証し、取組の強化・改善につなげる。

また、ネウボラに必要な専門職人材の育成支援により、ネウボラ業務の質の向上を図るほか、「ひろしま版ネウボラ」の理念・ブランド価値の県民の理解を深め、利用促進を図るためのブランディング、PRを実施する。

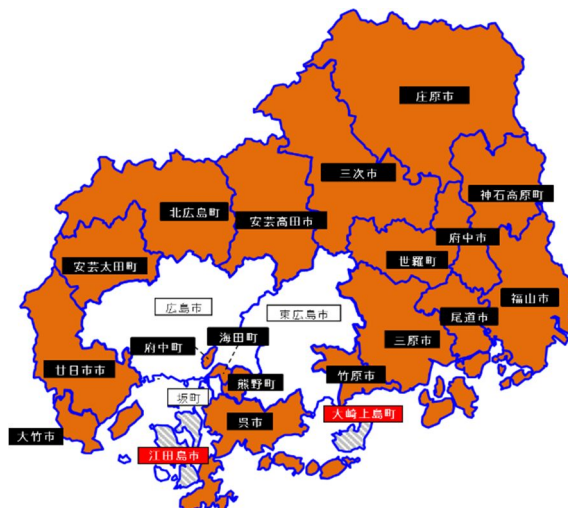
(単位：千円)

区 分	内 容	予算額
ひろしま版 ネウボラ 構 築	○ひろしま版ネウボラ構築事業補助金 ひろしま版ネウボラ実施市町(18 市町)及び導入支援市町(2 市町)において、基本型に基づく取組を支援 ○基本型の評価検証	124,413
ひろしま版 ネウボラ 人 材 育 成	○ひろしま版ネウボラ人材育成研修 ネウボラ業務の質の向上を図るため、母子保健や子育て支援業務に従事しているネウボラ相談員向けの研修等を実施	5,101
ひろしま版 ネウボラ 戦 略 的 P R	○ひろしま版ネウボラ戦略的PRモデル事業 モデル市町において、ひろしま版ネウボラの理念やブランド価値について、県民の理解を深め、利用促進を図るため、動画等によるPR、利用者の接点である空間等の見直しを実施 ○ネウボラ県民意識調査 子育てのしやすさや子育て支援の利用状況などについて調査を実施	46,100
合 計		175,614

「ひろしま版ネウボラ」の実施状況

- ・R6から大竹市が実施市町となる
- ・R6から江田島市と大崎上島町が導入支援市町となる。

R6実施 18市町 ■
R6導入支援 2市町 ▨



4 子供の予防的支援構築事業（単県）

令和6年度当初予算額 81,627 千円（R5 当初予算額 121,059 千円）

1 目的

子供の育ちにつながるリスクを早期に把握し、関係者で情報共有して予防的支援を行うことにより、問題が未然に防止され、子供が心身ともに健やかに育つことを目的とする。

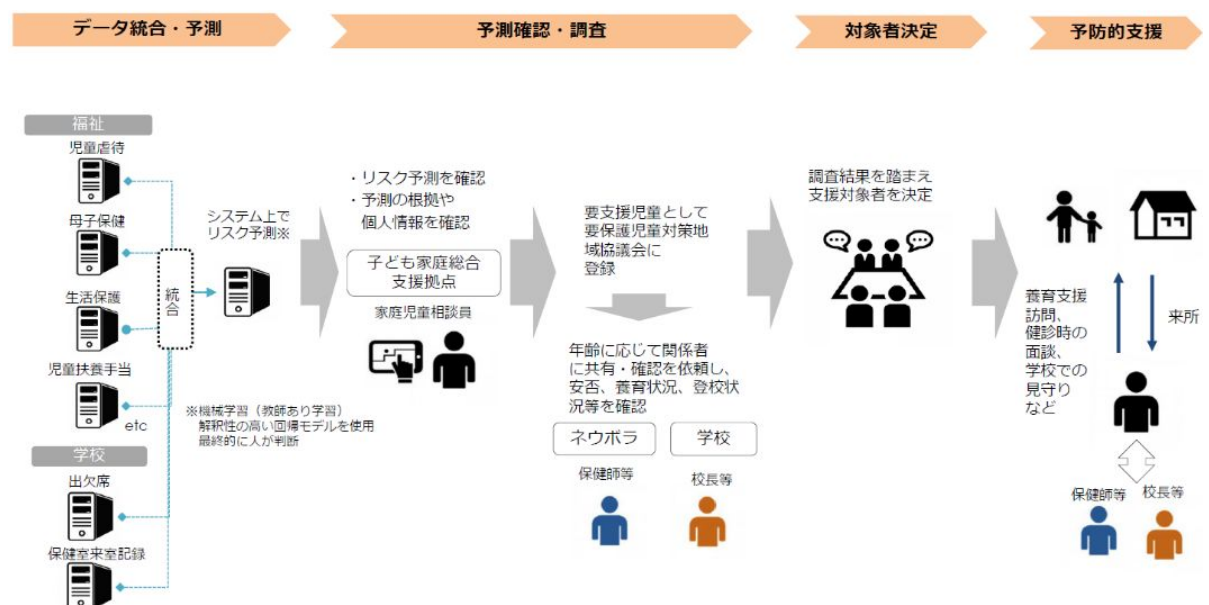
2 事業内容 <ワーク番号：01>

福祉や教育など子供の育ちに関する様々なデータを集約・分析することにより、子供や子育て家庭が抱える様々なリスクの状況を早期に把握し、最適な予防的支援を継続的に行う仕組みを構築する。

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
子供の予防的支援構築事業	○A I を活用した子供の予防的支援の仕組みづくり ・モデル市町において、福祉や教育などの子供の育ちに関する様々なデータを集約し、システムによる児童虐待等のリスク予測を行う。 ・それを参考に、職員が支援の必要な子供や家庭を早期に把握し、最適な予防的支援を継続的に行う。 ・モデル市町…府中町、府中市、海田町、三次市 ○R 6 年度の取組内容 ・これまでの実証期間の成果と課題のとりまとめ ・システムを活用した予防的支援及び効果検証の実施 ・モデル市町のデータを統合・分析し作成したA I の実装	81,627

予防的支援の
仕組みの
イメージ



5 ひろしま子育てもっと応援事業（一部国庫）【新規】

令和6年度当初予算額 105,872 千円

1 目的

家庭内において女性に家事・育児負担が偏っている傾向を踏まえ、「共育て」の定着に向けて、男性の家事・育児への参画を促進する。また、若年世代に対し、子育てのポジティブなイメージの浸透を図る。

2 事業内容 <ワーク番号：03>

(単位：千円)

区 分	内 容	予算額
子育て当事者等 に対する意識啓 発	○男性の家事・育児への参画促進に向けた意識啓発 ・メディアとタイアップした大型プロモーション ・啓発ツール（動画等）の作成・周知（WEB 広告等） ○若い世代への子育てに対するポジティブなイメージの浸透 ・ライフステージに応じた各種支援制度の見える化 ・高校生や大学生を対象とした乳幼児とのふれあい体験	105,872

6 心身障害児対策費（先天性代謝異常等検査費）（一部国庫）

【一部新規】 【2月補正】

令和5年度2月補正予算額 68,320 千円

1 目的

新生児について、先天性代謝異常等に係るマススクリーニング検査を行い、疾患を早期に発見し、その後の治療・生活指導等につなげる。

2 事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
先天性代謝異常等検査 【一部新規】	○現在、公費負担の対象として検査を実施している国が指定する 20 疾患に加え、国の「新生児マススクリーニング検査に関する実証事業」として、モデル的に、現在（R4.7～）、有料・任意の検査として実施している次の 2 疾患の検査を公費負担で実施 【新規】 追加項目：重症複合免疫不全症（SCID） 脊髄性筋萎縮症（SMA） 期間：令和6年3月から令和7年3月まで	68,320

7 未来をはぐくむ「ひろしま安心保育」推進事業（一部国庫）

令和6年度当初予算額 117,861 千円（R5 当初予算額 200,836 千円）

円)

1 目的

保育を必要とする家庭が、保育所・認定こども園等に安心して子どもを預けられるよう、保育の質と量の確保を図る。

2 事業内容 <ワーク番号：02>

(単位：千円)

区 分		内 容	予算額
待機児童の解消	1・2歳児受入促進事業	○待機児童の大半を占める1・2歳児の受け入れを促進するため、積極的に1・2歳児の受け入れを行う保育施設に対して保育士の人件費相当額を補助 【対象市町】広島市、大竹市、東広島市、廿日市市、海田町	19,227
	保育コンシェルジュ配置事業	○保護者の働き方に合った保育サービスを紹介する保育コンシェルジュを配置する市町への補助 【対象市町】広島市、呉市、海田町	29,873
	小規模保育事業等整備事業	○認定こども園及び保育所等に係る整備補助	18,078
	保育所入所事務デジタル化推進事業	○入所事務の効率化や申請者の利便性向上のため、国による子ども・子育てシステム（入所選考機能含む）や電子申請システムの早期導入を促進するための会議を開催	166
保育士の確保	保育士人材バンク	○保育士人材バンクの運営による潜在保育士等と保育施設のマッチング及び研修、合同就職説明会の開催等	20,380
	保育士離職時届出制度	○保育士の離職時に将来復帰する場合の届出制度の運営	4,157
	魅力ある保育所づくり推進事業	○広島県保育総合支援サイトを通じ、保育に関心のある幅広い年齢層にワンストップで情報提供 ○保育士養成施設の学生に対する出前授業の開催	4,797
質の向上	保育士キャリアアップ研修事業	○保育士等キャリアアップ研修を実施するとともに、保育関係団体の専門研修のノウハウを取り入れて研修の質の向上を図る	21,183
合 計			117,861

8 児童虐待防止対策事業（一部国庫）【一部新規】

令和6年度当初予算額 907,897 千円(R5 当初予算額 214,340 千円)

1 目的

相談対応件数が増加している児童虐待に対し適切に対応するため、こども家庭センターの体制の強化や管轄の見直し、市町の相談援助機能の強化を行い、子供の安全確認・安全確保の徹底を図る。

2 事業内容 <ワーク番号：04>

(単位：千円)

区 分		内 容	予算額
児童虐待防止対策事業	1 予防		7,162
	オレンジリボンキャンペーン事業	○体罰の禁止や虐待通告について、県民の理解を得るため、広報啓発を実施	7,162
	2 こども家庭センターの体制強化		190,372
	専門スタッフの活用	○弁護士、警察官OBなどの専門スタッフを配置	168,528
	児童虐待対応体制の強化	○こども家庭センターや市町等の機能強化に向けた研修の実施 ○相談対応能力の向上のための、こども家庭センターや市町等への専門家の派遣	21,844
	3 児童・家庭への援助		23,678
	子供の権利擁護事業	○子どもの権利擁護に係る仕組みの構築及び実施	9,179
	心理的ケアの充実	○親子支援プログラム等の保護者に対する心理教育、育児指導の実施 ○被虐待児に対する心理療法等の実施	5,647
	未成年後見人支援事業	○社会的養護下の児童等の未成年後見人に対する費用を助成	8,852
こども家庭センター支所整備事業【新規】		○西部C及び東部Cの支所設置(R7.4 予定)に向けた施設改修工事の実施	686,685
合 計			907,897

9 健康ひろしま 21 等推進事業（一部国庫）【一部新規】

令和6年度当初予算額 104,937 千円（R5 当初予算額 67,901 千円）

1 目的

新たに策定する分野別計画（健康ひろしま 21（第3次）等）に基づき、市町や企業、大学等の多様な主体との協働を図りながら、県民一人ひとりの健康的な生活習慣の実践など、県民の主体的な健康づくりを後押しするための全県的な機運の醸成・環境の整備に向けた取組を総合的に推進することにより、県民の健康寿命の更なる延伸を図る。

2 事業内容 <ワーク番号：14、15>

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
県民総ぐるみでの健康づくり	○県や関係団体等で構成される「ひろしま健康づくり県民運動推進会議」において、企業、関係団体等と連携した、県民の健康づくりを後押しするための取組や情報発信を実施	4,000
働く世代の健康づくり 【一部新規】	○健康経営の拡大及び質の向上に向けた、保険者、経済団体、関係団体、有識者等との意見交換の実施 ○「健康経営」に取り組む企業の経営者等を対象としたセミナーの開催 ○「健康経営」や従業員の健康づくりに取り組む企業等へのアドバイザー派遣【新規】 ○実証試験を通じた健診情報のデータ等を活用した効果的な介入方法の検討	34,240
女性の健康づくり 【一部新規】	○女性の健康上の課題について要因分析を行い、対応を検討するための調査を実施【新規】 ○市町における骨粗鬆症健診の受診促進 ○HPV ワクチンの接種率向上に向けた、接種対象者（小学校6年生～高校1年生の女子）の通う小・中・高等学校の養護教諭に対する普及啓発の実施【新規】	48,697
個別に対応すべき生活習慣病予防対策 【新規】	○循環器病（脳卒中・心臓病等）患者のリハビリや社会復帰支援等のケアが重症化及び介護予防につながることから、発症予防・早期発見・治療・リハビリ・社会復帰の包括的な支援体制を構築するため、「広島県脳卒中・心臓病等総合支援センター」を設置	18,000
合 計		104,937

10 がん対策推進事業（がん検診）（一部国庫）

令和6年度当初予算額 52,355 千円（R5 当初予算額 57,636 千円）

1 目的

「県内のどこに住んでいても、どんながんであっても、安心して暮らせる広島県」、「県民みんながそれぞれの立場で「がん対策」に取り組む社会」の実現を目指して、「がん予防・がん検診」、「がん医療」及び「がんとの共生」の3つの分野を柱とした総合的な対策を実施する。

2 事業内容 <ワーク番号：16>

がん対策の3つの柱のうち、がん検診分野においては、「がんで死亡する県民の減少」に向けて、がん検診の受診率を向上させるため、市町や保険者等と連携して、次の取組を推進する。

(単位：千円)

区 分	内 容	予算額
がん検診受診率向上対策事業	・ 県のがん対策職域推進アドバイザーによる受診率が低い事業所への訪問及び広島県がん検診サポート薬剤師を活用した出前講座による職域検診の受診勧奨 ・ 市町検診の個別受診勧奨が行われていない、協会けんぽ被扶養者に対する個別受診勧奨（閣下ハガキの送付） ・ 市町が実施する受診勧奨・再勧奨の手法等の改善支援	43,968
がん検診精度管理推進事業	・ 市町が実施するがん検診の精度向上のため、専門家による評価、助言及び研修等を実施	8,387
合 計		52,355

11 地域医療介護総合確保事業（一部国庫）【一部新規】

令和6年度当初予算額 7,108,108 千円(R5 当初予算額 6,128,557 千円)

債務 [288,000 千円]

1 目的

地域における限りある医療・介護資源を効果的に活用して、急性期医療から在宅医療・介護まで一連のサービスが適切に提供されるよう、持続可能な医療提供体制と地域包括ケア体制の構築を図る。

2 事業内容 <ワーク番号：16, 18, 19, 20, 21, 22>

「地域医療介護総合確保基金」を積み立てるとともに、これを活用し、病床の機能分化・連携、在宅医療の推進、医療従事者の確保など医療・介護サービスの提供体制の充実に向けた事業を実施する。

(単位:千円)

区 分	内 容	予算額
地域医療介護総合確保基金積立	○医療・介護サービスの提供体制を充実させるため、「地域医療介護総合確保基金」へ積立（国 2/3、県 1/3）	3,202,969

①	医療資源の効果的な活用	○病床機能転換等に係る経費の補助 ○各構想区域における医療機能の分化・連携等に係る検討支援 ○医療機関の連携を促進する地域医療連携情報ネットワークの整備を推進	3,031,934
②	在宅医療連携体制の確保	○糖尿病の専門医が少ない地域の患者に生活習慣を指導する遠隔医療の実施 ○地域包括ケアシステムの質の向上に向けた人材育成・アドバイザー派遣等、重点的な市町支援 ○高齢者の健康づくり「通いの場」推進事業 ○心不全患者の継続した包括的心臓リハビリテーション実施に寄与する連携体制の強化 ○在宅医療の質向上を図るため薬局・薬剤師と地域多職種との連携を推進 等	182,580
③	介護サービス基盤の整備	○小規模介護施設等の整備支援（8施設） ○介護施設の開設準備等経費支援（127施設）	1,764,086
④	介護サービスの質向上と適正化	○介護支援専門員研修向上委員会において、研修内容及び受講効果等の評価・分析を行い、各種研修事業の充実に推進	22,821
⑤	認知症サポート体制の充実	○認知症高齢者等が安心して在宅で生活するための成年後見制度等の普及・推進 ○医療・介護関係者の認知症高齢者への対応能力の向上のための研修を実施 等	51,009

⑥	医療従事者の確保 【一部新規】	○広島大学ふるさと枠・岡山大学地域枠等の医学生への奨学金貸付 ○勤務医の働き方改革の推進 ○県東部小児・周産期医療体制の支援【一部新規】 ○リハビリテーション人材の育成に係る事業への補助【新規】 ○歯科衛生士の確保に向けた復職や就業継続を希望する歯科衛生士の就労促進を実施【新規】 ○薬剤師の確保に向けた病院・薬局間の連携体制の構築【新規】 ○医療機関に対する食材費高騰に伴う影響額の一部支援【新規】 等	(債務 288,000) 1,723,047
⑦	介護人材の確保・育成・定着 【一部新規】	○魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしまの認証推進 ○介護事業所へのデジタル技術・介護ロボットの導入支援 ○介護事業所の職場改善等に係る取組を支援するため「介護生産性向上総合相談センター」を設置【新規】 等	332,631
合 計			(債務 288,000) 7,108,108

12 看護補助者・介護職員等処遇改善事業（国庫）【新規】 【2月補正】

令和5年度2月補正予算額 1,373,058 千円

1 目的

春闘における賃上げ（全産業平均）に対し、医療・介護・障害福祉業界の賃上げが低水準であることを踏まえて、看護・介護等サービスの提供に必要な人材を確保するため、これまで処遇改善の対象外となっていた看護補助者に係る処遇改善を行うとともに、介護職員・障害福祉職員についても更なる処遇改善を行う。

2 事業内容

他の職種よりも給与水準が低く、人材確保や定着が困難な看護補助者、介護職員及び障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和6年2月分から収入の2%程度（月額6,000円）相当額を施設・事業所等に交付する。（令和6年5月までは事業所への交付金により対応・令和6年6月以降は公的価格（診療報酬等）の改定により対応）

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
医療機関	【対象者】看護補助者 【対象者数】約5,000人 【対象施設数】病院又は有床診療所 約360施設	142,792
社会福祉施設等	【対象者】介護職員 【対象者数】約34,000人 【対象施設数】介護サービス事業所 約6,300事業所（施設）	851,461
	【対象者】障害福祉職員 【対象者数】約15,400人 【対象施設数】障害福祉サービス事業所 約1,900事業所（施設）	378,805
合 計		1,373,058

13 介護・障害福祉の職場改善事業（一部国庫）【2月補正】

令和5年度2月補正予算額 192,065 千円

1 目的

介護事業所及び障害福祉サービス事業所に対して、デジタル技術・ロボットの導入に係る経費を支援することにより、職員の業務負担軽減や労働環境の改善を進め、安全・安心な介護・障害福祉サービスの提供等を推進する。

2 事業内容

(単位：千円)

区 分	内 容	予算額
介護事業所	○介護事業所が業務効率化及び職員の業務負担軽減を目的としたデジタル技術を導入するための経費を助成 【助成対象となる事業所の取組】 介護ソフトや、それを使用するためのタブレット端末の導入による記録業務や職員間の情報共有の効率化等	81,487
	○介護事業所が業務の負担軽減に資するロボット等を導入するための経費を助成	69,719
障害福祉サービス事業所	○障害福祉サービス事業所が業務効率化及び職員の業務負担軽減を目的としたデジタル技術を導入するための経費を助成（モデル事業として実施） ○助成を行う事業所を対象に導入研修を実施 【助成対象となる事業所の取組】 記録・請求連動ソフトやそれを使用するためのタブレット端末の導入による記録業務や職員間の情報共有の効率化等	12,284
	○障害福祉サービス事業所が業務の負担軽減に資するロボット等を導入するための経費を助成	28,575
合計		192,065

14 電子処方箋の活用・普及促進事業（一部国庫）【新規】 【2月補正】

令和5年度2月補正予算額 276,769 千円

1 目的

電子処方箋の普及拡大・利活用により、質の高い医療サービスの提供、重複投薬等の抑制、保険医療機関・保険薬局の業務の効率化を推進する。

2 事業内容

(単位：千円)

区 分	内 容	予算額
電子処方箋管理 サービスの導入補助	○電子処方箋管理サービスの導入に係る費用について、国の補助金と連携し、県内の保険医療機関・保険薬局に対して、上乗せ補助を実施 【補助対象】 病院（52 施設）、診療所（751 施設）、薬局（薬局 953 施設） 【補助単価（上限）】 病院（200 床以上）：1,003 千円/施設 病院（上記以外）：676 千円/施設 一般診療所：135 千円/施設 薬局：138 千円/施設	276,769

15 高度医療・人材育成拠点整備事業（単県）【一部新規】

令和6年度当初予算額

一般会計 438,779 千円（R5 当初予算額 203,367 千円）

病院事業会計 779,328 千円

1 目的

少子高齢化の進展とともに疾病構造や医療需要等の急速な変化が見込まれる中、本県の医療を将来にわたり持続可能とするための「高度医療・人材育成拠点基本計画」に基づく新病院の整備に向け基本設計及び組織体制の構築等を進める。

2 事業内容

（単位：千円）

区 分		内 容	予算額
病院事業会計	新病院の設計【一部新規】	○基本計画を踏まえ、新病院の基本設計・地盤調査・埋蔵文化財の試掘に係る準備を行う。	25,551
	事務系システムの構築等【新規】	○地方独立行政法人の設立に向けて、人事給与、勤怠管理、財務会計、福利厚生システムなど事務系システムの構築等を行う。	753,777
病院事業会計 合計			779,328

区 分		内 容	予算額
一般会計	新病院の運営体制整備及び連携のあり方等の検討【一部新規】	○基本計画を踏まえ、新病院の運営計画の具体化や連携のあり方等の検討を行う。 ○地方独立行政法人の体制構築や新病院開院までの再編対象病院の経営改善等の検討を行う。 ○県立広島病院の跡地活用の方角性の具体化に向けた検討を行う。 ○県民を対象に本県医療への理解を促進し、新病院整備の機運醸成を図るセミナーを開催する。	413,228
	病院整備費【新規】	○新病院の基本設計・地盤調査・埋蔵文化財の試掘に係る準備費用を病院事業会計に繰出。	25,551
一般会計 合計			438,779

16 地域共生社会推進事業（一部国庫）【一部新規】

令和6年度当初予算額 54,118 千円（R5 当初予算額 27,781 千円）

1 目的

地域の生活課題を住民から専門職、関係機関に切れ目なくつなぎ、必要な支援が受けられる「重層的なセーフティネット」の構築により、早期発見から解決までを着実に導き、県民誰もが住み慣れた地域でつながり、生きがいや役割を持ち、助け合いながら生き生きと暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現を図る。

2 事業内容 <ワーク番号：25>

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
県民の理解と行動の促進【新規】	○様々な福祉的課題の潜在化・深刻化に至る共通点等を調査し、その特徴や兆し等の共有と支援につなげる普及活動等を特定の地域でモデル的に実施	29,343
権利擁護支援体制の強化	○成年後見制度等の相談体制の充実・強化に向けて、市町等へのアドバイザー派遣や機能強化研修の開催、関係団体と連携・協力して広域的に人材を確保する取組を実施	15,514
市町の包括的な支援体制構築	○専門支援員を配置して、地域主体の課題解決活動や相談機関のネットワーク化を図る研修の開催、訪問協議による助言・フォローアップ等の市町支援を実施	9,261
合 計		54,118

17 「いのちを守る！」動物愛護推進事業（単県）【一部新規】

令和6年度当初予算額 224,386 千円(R5 当初予算額 141,922 千円)

1 目的

「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目指し、犬猫の更なる収容頭数削減対策及び返還譲渡促進策を推進する。

2 事業内容

(単位：千円)

区 分	内 容	予算額
動物愛護の強化 推進 【一部新規】	○不妊去勢手術の支援による地域猫活動の推進 ・地域猫不妊去勢手術頭数の増 (500 頭→700 頭) ○野良犬・野良猫対策を行う市町への支援 ・地域猫活動支援に係る市町職員への研修実施【新規】 ・地域猫活動に要する経費の補助 ・動物愛護推進員を活用したセミナーや相談対応に要する経費の補助 など	35,674
マイクロチップ 装着及び登録の 推進	○動物愛護センターで譲渡する犬猫へのマイクロチップの装着 ○マイクロチップの装着状況に関する実態調査（定期）	2,672
新動物愛護セン ターの運営等	○P F I 事業者によるセンターの運営 ○センター移転に伴う旧センター本館・愛護館の解体	186,040
合 計		224,386

18 障害に関する理解促進事業（単県）【新規】

令和6年度当初予算額 2,368 千円

1 目的

県民に対し障害への理解と安心感等の調査を行い、「周囲の人が障害者に対し望ましいと思っている行動」と「障害当事者が周囲の人に対し望んでいる行動」のギャップを確認し、その解消に向けた実効性のある具体の取組を検討することで、障害当事者の意見を踏まえた県民の真の障害への理解促進につなげる。

2 事業内容 <ワーク番号：26>

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
障害への理解と 安心感等調査	○障害当事者と接触した周囲の人がどのような行動をとっているかの実態を把握するため、県民の「障害当事者と接する機会の有無やその内容」、及び「障害当事者の安心感」の調査を実施 （調査対象）県民 3,000 名（障害当事者含む）	2,250
障害への理解に 係るギャップの 確認	○「周囲の人が望ましいと思っている行動」と「障害当事者が望んでいる行動」のギャップを確認するため、インタビュー調査を実施 （調査対象）県民 10 名（障害当事者含む）	118
合 計		2,368

19 福祉医療費公費負担事業（単県）

令和6年度当初予算額 6,064,593 千円(R5 当初予算額 6,064,525 千円)

1 目的

重度心身障害児（者）や乳幼児、ひとり親家庭等の児童の健康の維持と福祉の増進を図る。

また、精神障害者について、医療、障害福祉・介護、住まいや就労等を包括的に支援する「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向け、公費負担医療制度である自立支援医療（精神通院）とは別に、県・市町独自の通院医療費助成を行い、再発・重症化による再入院等の防止を図ることにより、地域生活への移行・定着を促進する。

2 事業内容

重度心身障害児（者）、精神障害者、乳幼児、ひとり親家庭等に対して、市町が医療費の自己負担分の一部を助成する事業について、その経費の一部を補助する。

（単位：千円）

区 分	内 容		予算額
重度心身障害児（者）医療費助成事業	対象者	○身障手帳所持者（1級～3級） ○療育手帳所持者（マルA、A、マルB）	3,984,577
	所得制限	○本人（老齢福祉年金の規定準用） ○扶養義務者（特別児童扶養手当の規定準用）	
	一部負担金	○200円（月額上限：入院14日、通院4日）	
精神障害者地域包括ケア促進事業（通院医療費助成）	対象者	○精神障害者保健福祉手帳所持者（1級） [自立支援医療受給者証（精神通院）を所持する者]	32,205
	所得制限	○本人（老齢福祉年金の規定準用） ○扶養義務者（特別児童扶養手当の規定準用）	
	一部負担金	○200円（月額上限：通院4日）	
乳幼児医療費助成事業	対象者	○0歳児～就学前児童	1,558,235
	所得制限	○旧児童手当特例給付の規定準用	
	一部負担金	○500円（月額上限：入院14日、通院4日）	
ひとり親家庭等医療費助成事業	対象者	○ひとり親家庭の父、母及び児童 ○父母のいない児童	489,576
	所得制限	○所得税非課税世帯	
	一部負担金	○500円（月額上限：入院14日、通院4日）	
合 計			6,064,593

令和6年度当初予算の増減の主なもの（健康福祉局）
（新型コロナウイルス感染症対策事業を除く）

（単位：千円）

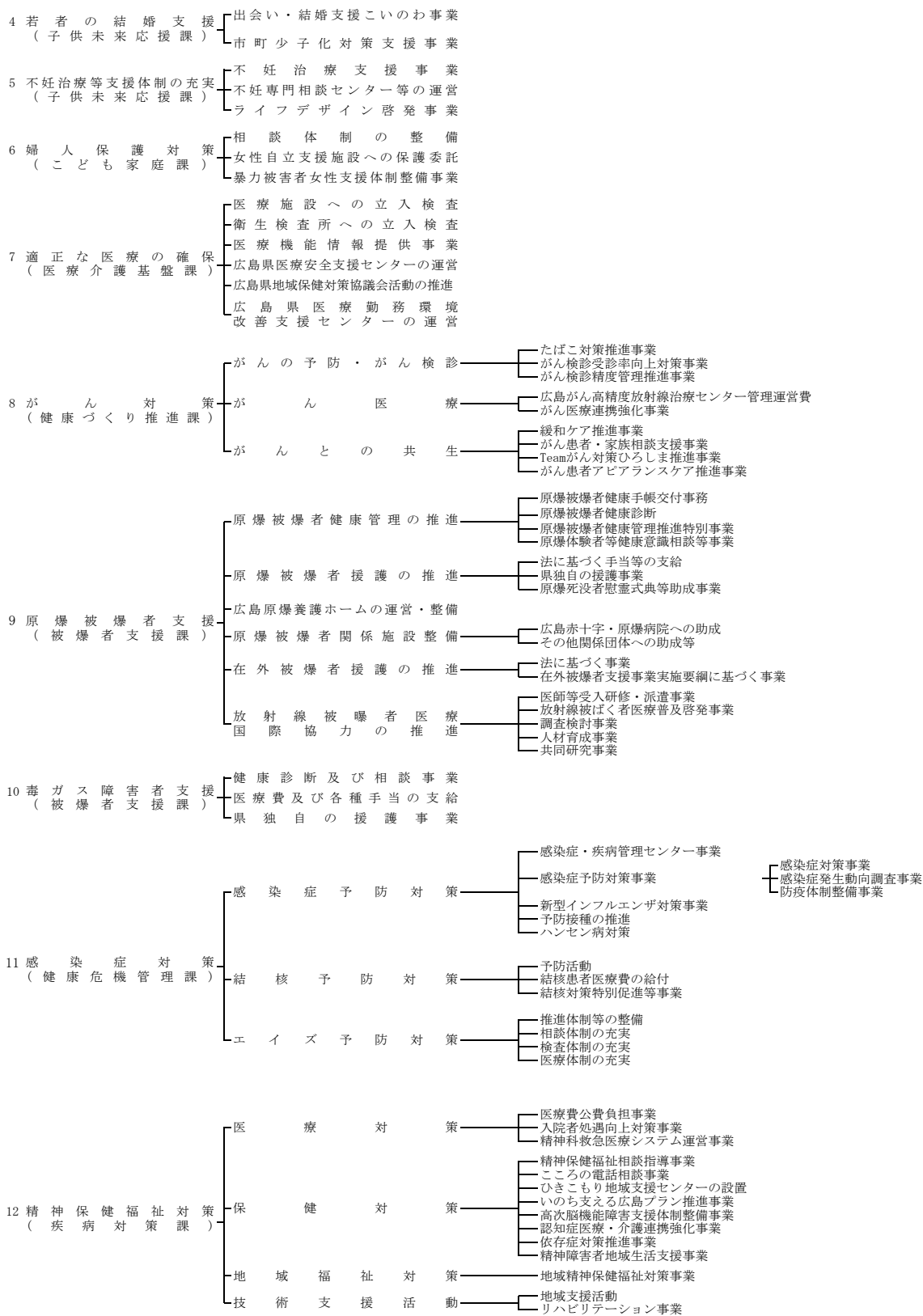
	事業名	R 5 年度 当初予算額	R 6 年度 当初予算額	差引増減	主な増減理由
増	後期高齢者医療県負担金	35,656,156	37,391,741	1,735,585	後期高齢者医療の対象者（75歳以上）の増
	病床機能分化・連携促進基盤整備事業	1,254,532	2,885,914	1,631,382	補助医療機関からの要望額の増
	障害者介護サービス等給付事業	20,547,755	22,096,558	1,548,803	通所サービス受給者数の増
	重層的支援体制整備事業交付金	447,998	1,660,254	1,212,256	支援対象市町の増
減	県立医療型障害児入所施設整備事業	1,635,355	0	△1,635,355	医療型障害児入所施設整備終了に伴う減
	介護施設等整備事業	3,113,018	1,764,086	△1,348,932	市町における施設等整備数の減
	介護保険地域支援事業交付金	2,459,987	1,709,728	△750,259	重層的支援体制整備事業に移行する市町の増加による減
	東部こども家庭センター一時保護所増改築事業	395,244	20,244	△375,000	一時保護所増築終了による減

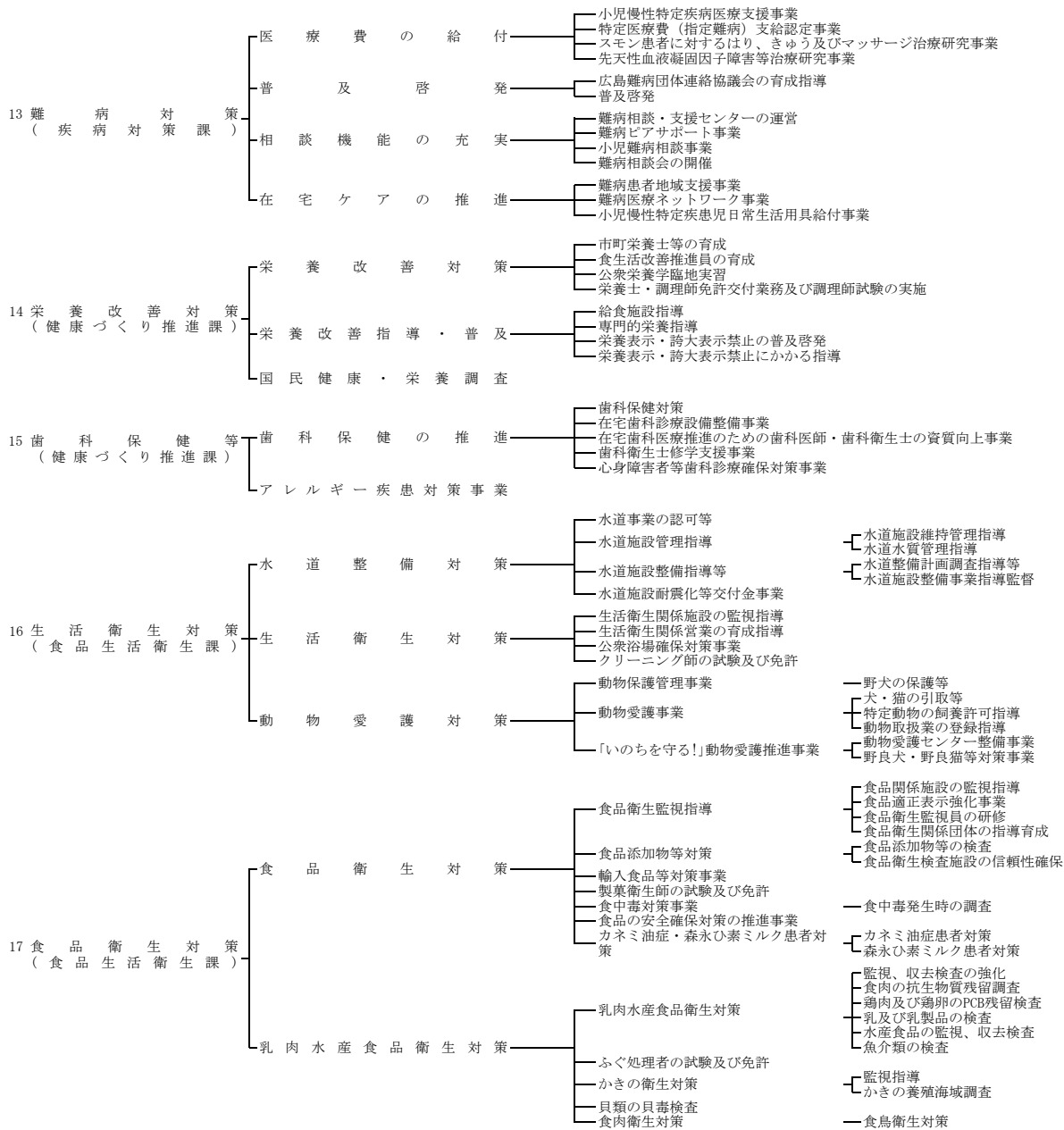
Ⅲ 事業体系

1 地域保健福祉推進対策—地域保健福祉調査研究事業
(健康福祉総務課)

3 全ての子どもたちの未来を応援（「ひろしま子供の未来応援プラン」の推進）
（子供未来応援課）
（安心保育推進課）
（こども家庭課）









20	医療提供体制の確保 (健康危機管理課) (医療介護政策課) (医療機能強化推進課) (医療介護基盤課) (健康づくり推進課) (医療介護保険課)	総合的な施策の企画・調整	保健医療計画の推進 ひろしま高齢者プランの推進
		医療及び介護の総合的な確保の促進	医療介護総合確保促進法に基づく広島県計画の推進 療養病床転換支援事業 医療情報連携の推進 医療資源偏在解消の推進 病床機能分化・連携の促進 地域医療構想推進事業
		医療の高度化と医師の偏在解消	高度医療・人材育成拠点整備事業 地域医療介護総合確保事業
		救急医療の充実	救急医療コントロール機能を担う広島市民病院の整備等 救命救急センターの運営支援 救急医療施設等の整備 救急医療情報ネットワークの運営 ドクターヘリ事業 メディカルコントロール体制の強化 救急搬送受入体制確保事業
		災害医療体制の充実	
		へき地・中山間地域医療対策の充実	へき地医療施設等の整備・運営費の助成
		周産期・小児医療対策の充実	周産期医療システムの運営 周産期医療情報ネットワークの運営 周産期母子医療センター運営支援事業 小児救急医療体制の充実 県東部小児・周産期医療確保対策事業
		臓器移植・骨髄バンク事業等の啓発・推進	臓器移植啓発活動の推進等 骨髄バンク事業等の推進 骨髄提供の着実な推進
		医療施設の整備・充実	
		オンライン診療活用検討事業	
		心身障害者（児）及び休日の歯科医療の確保	
		循環器病対策推進事業	
		てんかん地域診療連携体制整備	
21	医療人材の確保・育成 (医療介護基盤課)	医師確保対策の推進	広島県医師育成奨学金 女性医師等就労環境整備 広島大学医学部寄附講座の設置 産科医等確保支援事業 包括的過疎地域医師育成・活躍支援システム整備事業
		広島県地域医療支援センター（公益財団法人広島県地域保健医療推進機構）による医師確保等の実施	医師の養成と配置調整 医師の誘致と県内定着 医師の活躍支援 広島県へき地医療支援機構の運営 情報収集・情報発信 センターの運営管理
		看護職員等確保対策	新規養成 復職支援 定着促進 資質向上
22	福祉・介護人材の確保・育成 (医療介護基盤課)	人材の確保・育成を推進する基盤づくり	総合支援協議会の運営 地域人材確保推進体制整備事業
		福祉・介護人材の確保・イメージ改善	福祉人材育成センターの運営 人材確保の支援 福祉・介護職の魅力発信 福祉・介護職の理解促進 修学資金・再就職準備金の貸付 外国人介護人材の受入支援
		福祉・介護従事者の定着促進・資質向上	介護生産性向上総合相談センター事業 福祉・介護職場改善の促進 資質向上の支援 ICT・介護ロボット導入支援 ICT・介護ロボット普及促進 合同入職式の開催
		介護職員研修指定等事業	介護人材養成施設等指定事業 喀痰吸引等（たんの吸引・経管栄養）従事者・事業者・研修機関登録事業 EPA（経済連携協定）に基づく外国人介護職員研修支援事業
		介護サービスの質の確保	介護支援専門員の登録 ケアマネジメント機能強化事業
23	高齢者が活躍できる社会づくり (健康づくり推進課) (地域共生社会推進課)	高齢者の生きがい・健康づくり応援事業	全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手派遣等 広島県シルバー作品展 シニア囲碁・将棋大会
		老人クラブ活動の推進	
24	地域支援対策 (地域共生社会推進課)	地域包括ケアの推進	広島県地域包括ケアシステム強化推進事業 在宅医療・介護連携の推進 総合事業・生活支援体制整備の推進 介護保険における自立支援の推進事業
		認知症対策の推進	認知症にやさしい地域づくり支援事業 認知症医療・介護研修事業 認知症地域連携促進事業
		民生委員児童委員協議会への援助	

